高教組速報

2016年度
第８号
2016年11月22日

長崎高教組 長崎市中川２丁目 2-5　TEL(095)827-5882
文責　馬場　隆

第４回確定交渉（11/21）

県教委の最終回答に大きな前進なし

時間外勤務にかかわる回答については文言を修正

高教組は 11 月 21 日、今年度の確定交渉の最終交渉にあたる第４回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他６人が、県教委から栗原教職員課長・鶴田人事管理官他６人が参加しました。

現給保障の期間については「来年度も引き続き協議する」という回答にとどまる

今回の交渉での県教委の最終回答は、賃金・労働条件については、次の３点で、休暇制度についての若干の改善はありましたが、高教組が強く求めていた臨時的任用教職員の待遇改善等についての回答はありませんでした。

①来年度までとしている現給保障の期間については来年度も引き続き協議する。
②非常勤職員の子どもの看護休暇（無給休暇）を中学校就学前までに拡大する。
③男性の育児参加休暇の期間を出産予定日の８週間前からに拡大する（現行は６週間前）。

時間外勤務について、給特法・給特条例に基づく基本原則を改めて確認

県教委は、第 1 回交渉で行った回答の中に、教職調整額を理由に時間外の家庭訪問や登校指導などをさせることができるかのような表現や、会議を時間外まで延長することを容認するかのような表現があったことについて、今回の交渉で回答の文言を文書で修正し、「教職調整額があるからといって、時間外の家庭訪問や登校指導を命じることはあり得ない」「会議については、時間内にとどめるのが原則であり、校長会でも指導していきたい」「（会議の延長を）お願いして協力が得られれば構わないということではない」と追加説明を行いました。

週休日を振り替えた日に学校で仕事しているのに見て見ぬ振りはおかしい

今回の交渉で高教組は、公式戦等による週休日の振替について、「振替が原則」として振替をさせるだけで、振替えた日にその職員が学校で仕事をしていても管理職は見て見ぬ振りだという事例があることを指摘して改善を求めました。これに対して県教委は、「管理職は、振替えたから終わりではなく、（職員が出勤して仕事をしていたら）ちゃんと声かけをしないといけない。見て見ぬ振りにはならないようにしなければならない」と回答しました。

現業賃金交渉

再任用の給与の引き上げ額は400円に

この日は、現業職員の賃金についての第２回交渉（最終交渉）も実施しました。その場で県教委は、前回交渉での高教組の要求を受け入れ、再任用の給与を他職並の 400 円増とすることを回答しました。また、これまで、制度はあっても実際の任用例がなかった再任用制度について、今年度末の定年退職者から、「無年金となる期間については再任用を行う。年金受給開始後は嘱託でお願いする」という回答を確認しました。

今回の交渉までに、学校現場の教職員の皆さんから2094筆にのぼる署名（重点要求署名）をいただきました。署名にご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。高教組は、確定交渉及び現業賃金交渉についての県教委の最終回答（第１回以降の交渉での回答を含む）について総合的に検討し、近日中に高教組としての対応を県教委に伝えることにしています。